

米軍構成員等の免税品の日本における処分

米軍構成員等の所有する免税品の日本国内における処分について、昭和27年（1952年）12月の日米合同委員会において、次のように合意されている。

- 1 日米行政協定第11条（日米地位協定第11条）第6項、第12条（同第12条）第8項及び第15条（同第15条）第3項は、関税又は内国税を支払わないで日本国内に輸入され、又は日本国内で購入された合衆国軍要員（米軍構成員、軍属、家族及び第14条契約者をいう。以下同じ。）の所有財産は、相互に合意された条件に従ってのみ日本国内で処分できる旨を規定している。
- 2 右に鑑み、前記合衆国軍要員所有の財産は、次の条件に従って日本国の居住者に譲渡することができる旨が合意された。
 - (1) 譲渡取引（買却、交換、贈与、寄附等）が、50ドル（注：1952年当時の為替換算で18,000円）未満の財産（一品目又は一組で）に係るものである場合には、税関又は税務署に通知することなく譲渡できる。
 - (2) 譲渡取引が50ドル以上の財産に係るものである場合には最寄りの税関に譲渡通知書（申告書）を送付（提出）するものとする。税関は財産の受領者に所要の関税及び内国税を課する。
- 3 上記2（2）に定める通知書（申告書）の提出については、処分財産の売手（合衆国軍要員）の評価と税関の評価との間に差異が生ずるかも知れないことを考慮し、合衆国軍要員は、行政協定で認められたその特権に関する誤解又は濫用を最小限にするため、価格25ドル（注：1952年当時の為替換算で9,000円）以上のすべての物品について通知書（申告書）の提出を必要とするということに合意した。

なお右実施のための手続は概要次のとおりである。

 - (1) ア 行政協定第14条に規定されている契約者及びその被用者を除く合衆国軍

要員及び合衆国軍隊機関（合衆国軍隊の部隊及び諸機関、歳出外資金による諸機関並びにその他の在日合衆国軍隊の構成機関で米軍司令官が日本国政府の同意を得て事後指定できるものをいう。以下同じ。）は、他の合衆国軍要員（前記契約者及びその被用者を含む。）及び合衆国軍隊機関に対し、自己の財産でその日本国における所在が当該所有者が日本国に存在することのみに基づくものを、軍票又は円による販売、贈与、交換又はその他の処分方法によって、日本国において内国税の免除を受けて譲渡することができる。（ただし、合衆国軍日用品販売所又は衣類販売所から購入した物品の譲渡その他の方法による処分は米軍規則によって禁止されている。）

前記の内国税免除は、日本国における投資又は営業行為のため日本国において保有される財産又は日本国において日本国政府当局に登録した財産（自動車を除く。）に対しては適用されない。

イ アの規定は、前記合衆国契約者及びその被用者に対しても、当該契約を管理する士官（officer）によって次のいずれかの証明がされた場合には、適用される。

(ア) 住宅を除く減価償却可能な資産が当該契約履行の目的のみのためにかかる者によって譲渡されるものであること。

又は

(イ) かかる者によって譲渡された動産（有形と無形とを問わず）がかかる者の日本国における一時居住のみに基づいて日本国に所在したものであること。

ウ 合衆国軍隊又はその公認調達機関が日本国の内国税の免除を受けて日本国内で調達した有税日本商品は、合衆国軍要員に対しては、かかる合衆国軍要員による当該内国税の納付のない限り、これを譲渡しないものとする。

(2)合衆国軍要員によって6か月以上日本国において所持された財産(たばこ製品、自動車及びピーエックス等の歳出外資金諸機関から購入された物品を除く。)は日本国居住者に対し、当該販売者が日本国の法律及び規則に基づいて外国為替を取得している場合には外国為替による販売により、それ以外の場合においては、円販売により、又は贈与、寄附その他の処分方法により、以下の規定に基づいてこれを譲

渡することができる。

ア 価額25ドル以上の財産（一取引に含まれる単一の物品又は数個の物品）は、税関様式第8060号による「譲渡申告書」が所有者によって最寄りの税関管理に提出された後に限り、これを譲渡するものとする。

税関様式第8060号のほか、合衆国契約者及びその被用者は、契約士官の証明書を入手して、これを最寄りの税務署に提出しなければならない。

イ 25ドル未満の単一の物品又は数個の物品は、日本国の税関及び税務署の手続なしで、これを譲渡することができる。

ウ 現行の規則により、日本円と合衆国ドル、又はドル証券との交換は、日本国政府の外国為替割当による以外は、禁止されている。